

学校教育情報化推進計画

令和 4 年 12 月 26 日

令和 8 年 3 月 31 日改定

はじめに

- ・ 令和元年（2019 年）6 月、「学校教育の情報化の推進に関する法律」（令和元年法律第 47 号。以下「法」という。）が成立し、公布・施行された。法第 8 条第 1 項においては、「文部科学大臣は、学校教育の情報化の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、学校教育の情報化の推進に関する計画（略）を定めなければならない」とされている。本計画は、当該規定に基づき、また、法第 22 条第 2 項に定める学校教育情報化推進専門家会議から意見を聴取し、関係行政機関の長と協議した上で、文部科学大臣が策定し、「3. 計画期間」において策定から 3 年後を目途に見直しを行うとされていることから、更新を行ったものである。
- ・ 本計画は、我が国の学校教育の情報化の推進に関して、今後の国の施策の方向性やロードマップを示すものであるとともに、法第 9 条において努力義務とされている、各地方公共団体の学校教育情報化推進計画の策定に当たっての参考となるものである。
- ・ 第 1 部総論では、我が国における学校教育の情報化の方向性について、現状と課題、それらに応じた 4 つの基本的な方針、計画期間、目標、国、地方公共団体（教育委員会）、学校が基本的な方針を実現するために特に留意すべき視点をまとめた。第 2 部各論では、基本的な方針を実現するための施策として、個別の施策を整理した上で、施策の遂行に当たって特に留意すべき視点をまとめた。

第 1 部 我が国における学校教育の情報化の方向性（総論）

1. 学校教育の情報化の現状と課題

- ・ 超スマート社会（^{ソサエティ}Society5.0）の到来により、我が国は、これまでにない新たな価値の創造と展開が可能な時代を迎えつつある。それは、不透明で変化の激しい時代ともいえるが、新たな創造の時代への過渡期でもある。また、予期せぬ新型コロナウイルス感染症の影響や、急速に進化を遂げている生成 AI のかつてないスピードでの社会への普及により、デジタル化を含む社会の変化は加速することとなった。
- ・ 急速に変化する社会状況の中で、子供たちが、生涯にわたって自らの人生を舵取りすることができる、民主的で持続可能な社会の創り手となるために、課題解決型学習等によ

り、身近な事象から解決すべき課題を見出し、主体的に考え、多様な立場の者が協働的に議論し、納得解を生み出すことなど、学習指導要領で育成を目指す資質・能力が一層強く求められている。

- ・新たな教育の創造と充実は、子供たちが豊かな人生を送り社会を生き抜くために必要な力を身に付け、活躍できるようにするためにも欠かせないものであり、その重要性は多方面から指摘されている。まさに教育は国家百年の大計を担うものであり、新たな時代の新たな教育創造が不可欠である。
- ・緊迫する国際情勢の中で、国の通信基盤や国民の ICT¹リテラシーは、国民の生命や安全を守る上で重要な存在であることが再認識された。自然災害の多い我が国においても、こうした「ナショナルインフラ」ともいえるべき通信基盤の整備や ICT リテラシーの向上に戦略的に取り組むべきである。
- ・こうした情勢なども踏まえ、我が国では、全ての子供たちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図るため、1人1台端末や高速大容量の通信ネットワーク等の学校 ICT 環境の整備・活用を図る GIGA スクール構想を国策として強力に推進してきた。また、令和5年4月に中央教育審議会初等中等教育分科会に「デジタル学習基盤特別委員会」が新たに設置され、「令和の日本型学校教育」におけるデジタル学習基盤の整備・充実やそれを活用した教育のデジタル化の推進について総合的に調査審議を行う体制を整えられたところである。

（１）児童生徒の資質・能力

- ・我が国の生徒の学力を見れば、2018年度の国際調査においては、数学や科学に関するリテラシーは継続して世界トップレベルである一方、複数の文書や資料から情報を読み取って根拠を明確にして自分の考えを書くこと、テキストや資料自体の質や信ぴょう性を評価することなど、言語能力や情報活用能力に課題があることが明らかになった。さらに、我が国の生徒の生活全般における満足度は 47 か国・地域中 43 位となっていた（PISA, 2018²）。
- ・我が国においては、デジタル機器の利用について学校よりも家庭が先行している面もあり、「ネット上でチャットをする」「1人用ゲームで遊ぶ」頻度が多いと回答した生徒の割合は、OECD 加盟国の中で最も多かった。一方で、学校の授業におけるデジタル機器の利用時間は短く、OECD 加盟国中最下位であった。つまり、学校外ではゲームやチャットなど学習以外にデジタル機器を利用しているものの、学校の授業や学習において積極的に ICT を活用している状況にはなかった、といえる（PISA, 2018）。

¹ Information and Communication Technology（情報通信技術）

² OECD（経済協力開発機構）生徒の学習到達度調査 2018 年調査。なお、2022 年調査においては、数学的リテラシー、読解力、科学的リテラシーの 3 分野全てにおいて世界トップレベルの結果となったほか、生徒の生活全般における満足度は OECD 平均と同等となっている。

- ・こうした中、2019 年度以降、GIGA スクール構想によるデジタル学習基盤³の整備に伴い、学校における ICT の活用が着実に進んだことで、現在では、1 人 1 台端末をはじめとする ICT 機器を授業で週 3 回以上活用する小・中学校は、9 割を超えている。児童生徒自身も、約 9 割が、ICT 機器の活用により「分からないことがあった時に、すぐ調べることができる」「画像や動画、音声等を活用することで、学習内容がよく分かる」など、ICT の効力感を肯定的に捉えている。また、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を進め、課題の解決に取り組む学習活動を行っている学校ほど、そのような学習場面での ICT を活用している傾向がみられ、その両方に取り組んだ学校グループの児童生徒は、それ以外の学校グループに比べて、各教科の正答率が高いという結果も見られている。加えて、ICT 機器を活用する自信のある児童生徒ほど、探究的な学びに取り組んでいたりと、各教科の正答率が高かったりしている傾向が見られる。（令和 7 年度（2025 年度）・令和 6 年度（2024 年度）全国学力・学習状況調査）。
- ・学校での 1 人 1 台端末をはじめとしたデジタル学習基盤の整備・活用が進む中、デジタルの強みを最大限に活用し、誰もが、いつでもどこでも、誰とでも、自分らしく学ぶことができ、誰一人取り残されず、一人一人の可能性が最大限に引き出され、ウェルビーイング（Well-being）が具現化されるような教育の充実が、一層求められている。
- ・世の中の様々な事象を情報とその結びつきとして捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり、自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力である情報活用能力を、学習の基盤となる資質・能力として教科等横断的に育成していくとともに、急速に普及する生成 AI に関する理解も含め、「情報活用能力」の抜本的向上のための方策を図る必要がある。
- ・ICT の活用が日常的になるにしたがって、利用についてのルール設定や指導が十分でない中で、児童生徒がトラブルに巻き込まれたり、SNS 等における誹謗中傷などによる人権侵害の加害者や被害者となったり、偽・誤情報によって誤った判断をしたり、ICT 機器を必要以上に長時間にわたり使用したり、健康を害したりする例もある。また、児童生徒が著作権に関する知識や意識を持たないまま、誤って他人の著作物等を利用してしまう可能性や、授業目的の場合は著作権者の許諾を得ずに著作物を利用できることから、授業外においても著作物を自由に利用できるという誤った認識を抱いてしまう可能性もある。生成 AI をはじめデジタル技術が飛躍的に発展する中、子供たちの未来の成長を支えるとともに、国際的ルールを遵守したり、社会の分断を防ぐ確かな民主主義の担い手を育てる観点からも、情報社会において適正な活動を行うための基になる考え方と態度である情報モラルやメディアリテラシーの育成を強化する必要がある。

³ GIGA スクール構想による 1 人 1 台端末やクラウド環境等のデジタル学習基盤をいう。

(2) 教職員の指導力

- ・学習指導要領の下、各教科等（各教科、特別の教科 道徳、外国語活動、総合的な学習（探究）の時間及び特別活動をいう。以下同じ。）の指導を通じて育成を目指す資質・能力を着実に育成するに当たっては、ICT 環境を最大限活用し、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実していくことが重要である。このため、生成 AI も含めたデジタルを適切に活用した新たな教育手法の開発・普及が求められる。
- ・GIGA スクール構想により 1 人 1 台端末などの ICT 環境が急速に整備され、1 人 1 台端末の利活用が量的に増加している中で、今後は、その活用を質的にも充実させていくことが重要なフェーズとなっている。1 人 1 台端末での学びに関して、教職員の研修が十分ではない、教職員によっては ICT 利活用のノウハウが不足している、地域や学校によっては利活用に遅れがみられる、などの指摘もある。教職員が子供たちと共にデジタルに慣れ親しみ、使いこなし、適応していくとともに、それぞれが個に応じたデジタル活用のスキルを向上させていくことが求められている。
- ・関係者への説明などが十分にされないまま、ICT 端末の学習用ツールのうち、一部の機能を制限している例が見受けられる。子供たちに ICT 端末の適切な扱い方や使用のルールを指導するとともに、保護者等とも共通理解を図りながら、安全・安心に持ち帰りをを行うことのできる環境づくりを実現していくことが重要である。
- ・令和 4 年度（2022 年度）入学生から高等学校における「情報Ⅰ」が新たに必修となった一方で、一部の地方では未だ免許外教科担任の教員が存在するなど、教師の確保と配置の適正化に課題がある。
- ・中学校において情報の技術を扱う中学校技術・家庭科（技術分野）を担当している教員においては、依然として臨時免許状保有者や免許外教科担任の割合が多く、一部の地方公共団体では改善がみられるものの、全国的な状況の改善には至っていない。
- ・GIGA スクール構想の実現のため、ICT 支援員（情報通信技術支援員）など、学校の情報化の推進を支える専門的な人材の確保と強化が求められているにもかかわらず、市町村によって支援人材の配置が偏在している、地域に相応しい人材がいない、などの声がある。文部科学省「学校の ICT 環境整備 3 か年計画」（2025 年～2027 年度）においては、その前身である「教育の ICT 化に向けた環境整備 5 か年計画」（2018～2022 年度、2024 年度まで 2 か年延長）に引き続き「4 校に 1 人配置」という目標を掲げており配置数は年々増加しているが、2023 年度末時点で約 5 割の地方公共団体が未達成である⁴。

⁴ 学校における ICT 関係決算状況等調査（令和 5 年度末時点）

(3) ICT の環境整備

- ・生まれながらに ICT の恩恵を受けて育っている「デジタルネイティブ」である現在の子供たちには、鉛筆やノートのような文房具と並ぶマストアイテムとして、1人1台端末をはじめとする ICT 環境を学習の基盤として整えることが必須である。
- ・学校の ICT 環境整備については、「教育の ICT 化に向けた環境整備5か年計画」などにより、学校 ICT 環境の整備に向けた地方財政措置が講じられるとともに、文部科学省としても、各地方公共団体における計画的な整備を促進してきた。しかしながら、我が国全体の学校 ICT 環境は各国の 後塵^{こうじん} を拝していた。
- ・このため、GIGA スクール構想により、児童生徒1人1台端末や高速大容量通信ネットワークなどの学校 ICT 環境について、全国で抜本的な整備促進を行った。新型コロナウイルス感染症の拡大の影響等も踏まえて GIGA スクール構想を前倒しし、緊急的に必要な累次の補正予算を編成し、急ピッチで学校の環境整備を前進させた結果、端末の整備等の水準は世界的に見ても高水準となっており、世界各国から注目を集めている。現在、こうした環境を継続させるため、整備された端末の着実な更新を進めるとともに、「学校の ICT 環境整備3か年計画」に基づく地方財政措置を講じている。
- ・これにより、デジタル化の3段階⁵のうち、多くの学校において第1段階の着実な実行及び第2段階への移行が進められている。
- ・一方で、急速な整備の中で、機器の設定による制限やベストエフォートでの混雑などのボトルネックにより、ネットワーク回線の帯域が十分でない、指導者用端末をはじめ、充実した指導を行うための設備・機器や故障時のための代替機が不足している、学校や家庭への支援等に関する取組状況が地方公共団体間でばらつきがあるなど、利活用を進めるに当たっての課題も明らかになっている。教師が新しい取組に挑戦することを躊躇^{ちゅうちよ}せず、児童生徒が円滑に学ぶことができる環境を実現するために、政府と学校設置者、学校現場が一体となって、明らかになった課題を一つずつ改善していく必要がある。

(参考) GIGA スクール構想に関する各種調査の結果(文部科学省調査)

- ・児童生徒1人当たりの学習者用コンピュータ台数(全学校種)

【公立】全国平均: 1.1 台/人(令和7年3月1日) ←0.7 台/人(令和3年3月1日)

【私立】全国平均: 0.9 台/人(令和7年3月末) ←0.8 台/人(令和3年3月末)

- ・校内ネットワーク環境(普通教室の無線 LAN 整備率)

⁵ デジタル化には一般に「デジタイゼーション」、「デジタライゼーション」、「デジタルトランスフォーメーション(DX)」の3段階があるといわれ、第1段階のデジタイゼーションは紙の書類などアナログな情報をデジタル化することを表し、例えば紙のプリントをデジタル化して配信することがこれに該当する。第2段階のデジタライゼーションは、サービスや業務プロセスをデジタル化することを表し、例えば紙の教材の組み合わせからデジタル教材のリコメンドを参考に最適な選択を行うことができるようになることがこれに該当する。第3段階のデジタルトランスフォーメーションは、デジタル化でサービスや業務、組織を変革することを指し、例えば教育データに基づく教育内容の重点化と教育リソースの配分の最適化が該当する。

全国平均：97.1%（令和7年3月1日）←78.9%（令和3年3月1日）

- ・また、義務教育段階において1人1台端末環境で学んだ生徒が、高等学校に進学しても切れ目なく同様の環境で学ぶことができるよう、高等学校段階における端末の整備についても万全を期す必要がある。このため、文部科学省とデジタル庁が協力し、各種の交付金等も活用しながら、各地方公共団体における高校端末整備の加速を促してきたところである。保護者の理解も得ながら BYOD⁶方式による整備を推進した地方公共団体も多数ある。現在、公立高校において1人当たり1台を超える学習者用端末の整備がなされている。
- ・GIGAスクール構想により整備された1人1台端末は、ネットワークを通じてクラウドにアクセスし、クラウド上のデータやサービスを活用することを前提としている。このため、学校内のみならず学校外と接続するネットワークが高速大容量であること、地方公共団体等の学校の設置者が整備する教育情報セキュリティポリシー等において、必要なセキュリティ対策を講じた上でクラウドの活用を進めることが重要である。
- ・現行の教科書代替教材であるデジタル教科書については、全国の小中学校における実証事業の成果も踏まえながら、中央教育審議会等において、より効果的な学びを実現するための紙の教科書とデジタル教科書の関係性、デジタル教材との連携の在り方など、その活用の在り方が検討されてきた。令和7年9月の中央教育審議会の作業部会において「デジタル教科書推進ワーキンググループ審議まとめ～学びの可能性を広げる教科書を～」が取りまとめられ、教科書の形態として紙だけではなくデジタルも認めること、デジタルな形態を含む教科書も検定、採択、義務教育段階の無償給与等の対象とすること等が示された。今後、同審議まとめを踏まえ、必要な制度改正等に向けた取組を進める必要がある。
- ・新型コロナウイルス感染症対策に伴う臨時休業が長期にわたり行われた中で、全国の学校現場では児童生徒の学習機会の保障のために積極的な取組が行われた。文部科学省において、臨時休業等の非常時における端末の持ち帰りの準備状況を調査したところ、全国の公立小中学校等の95.2%から、持ち帰りについて準備済みとの回答を得た（令和4年（2022年）1月末時点）。また、臨時休業期間中の同時双方向型のウェブ会議システムの活用状況については、令和3年9月時点の31.2%から、69.6%（令和4年（2022年）1～2月）に増加した⁷。
- ・端末の活用は、災害時等において学習の機会を確保するための備えとしても有効である。令和6年1月に発生した能登半島地震に際しても、児童生徒の学びを継続するために、避難所や遠隔地に避難した子どもたちに、端末を活用してオンライン学習が実施されており、非常時における子どもたちの学びの継続に寄与している。

⁶ Bring Your Own Device の略。児童生徒が自身や家庭で保有する端末を学校に持参・利用すること。

⁷ 文部科学省「新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休業期間中の学習指導等に関する調査」調査結果

(4) 学校における働き方改革と組織・体制

- ・ OECD の調査によると、小・中学校ともに、日本の教師の 1 週間あたりの仕事時間の合計は参加国の中で最長であり、事務業務に係る時間が参加国の平均と比べて長い傾向にある (TALIS⁸2018、2024)。校務の情報化など ICT の活用による校務効率化により、教師の事務業務にかかる時間を減少させることが必要である。
- ・ 令和 4 年 (2022 年) に文部科学省が実施した教員勤務実態調査の結果によると、教師の時間外在校等時間は、前回調査時 (2016 年度) から、一定程度改善しており、学校における働き方改革の成果が着実にしつつあるものの、依然として時間外在校等時間が長い教師も多く、引き続き、取組を加速させていく必要がある。
- ・ 文部科学省では、小学校 35 人学級の計画的整備に取り組んだほか、教員業務支援員等の支援スタッフの配置拡充などに取り組んでいるが、ICT を活用して成績処理などの事務作業の負担軽減を図ることや、勤務時間管理を徹底することなども含め、生成 AI も含めたデジタルを活用した学校の働き方改革を一層推進する必要がある。
- ・ GIGA スクール構想は学校の働き方改革にも有効であると考えられるが、ICT 担当教師 1 人のみに負担が集中している、学習者用端末の管理等に関して業務量が増えているといった指摘がある。また、学校設置者における ICT 教育の推進体制が十分ではなく、学校や教職員に対する支援が行き届いていない地方がある。

2. 学校教育の情報化に関する基本的な方針 (法第 8 条第 2 項第 1 号関係)

1. に記載した学校教育情報化の現状と課題に対応するため、以下の 4 つの基本的な方針を定めることとする。

(1) ICT を活用した児童生徒の資質・能力の育成

- ・ Society5.0 の到来により、更に技術革新が進み、これまでにない新たな価値の創造と展開が可能となる時代において、子供たちには、高い志を持つことと併せて、技術革新と価値創造の源となる飛躍的な知を発見・創造することなど、新たな社会を牽引する能力が求められる。特に、児童生徒が情報を主体的に捉えながら、何が重要かを考え、見出した情報を適切かつ効果的に活用しながら他者と協働し、新たな価値の創造に挑んでいけるようにするためには、学習指導要領において学習の基盤となる資質・能力として位置付けている情報活用能力の育成が必要不可欠である。当該能力の着実な育成のために

⁸ OECD 国際教員指導環境調査

は、情報活用能力の育成状況について教育委員会が正確に把握できるようにすると同時に、各学校が情報活用能力育成の観点からカリキュラム・マネジメントを行うことが求められる。更に、情報活用能力の抜本的な向上に向けて、小中高を通じた体系的な教育内容の充実や指導体制の抜本的な強化も重要である。

- ・ 一方で、情報活用能力については、小中高を通じた育成体系が不明確であることや、他国と比べ指導内容が不十分であること等の課題もある。このため、現在、中央教育審議会における学習指導要領の改訂の議論においては、どのように情報技術の活用の実態を高めていくかという活用の観点と、内容として不足している部分をどう充実するかという情報技術の適切な取扱いや特性の理解の観点から総合的に整理することをもって、情報活用能力の抜本的な向上を図ることを検討している。
- ・ ICT を積極的に活用し、全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげていくことが求められる。多様で大量の情報が取り扱えるのみならず、時間・空間の制約を超えることができるなどの ICT の特性・強みを生かし、端末を日常的に活用することで、児童生徒自身が、ICT を新たな学びのツールとして自由な発想で適切に活用できるようにすることが必要である。また、そのためには、児童生徒が自ら進んで学習する、自律的な学習者となることが求められる。
- ・ ICT の活用は令和の日本型学校教育の前提であり、教育の質を向上させ、子供たちの資質・能力を伸長させていくため、ICT をこれまでの実践と最適に組み合わせ有効に活用するという視点が重要である。
- ・ 不登校、病気療養、障害、日本語指導を要すること、あるいは特定分野に特異な才能を有することなどにより特別な支援が必要な児童生徒に対するきめ細かな支援、さらには個々の才能を伸ばすための高度な学びの機会の提供、中山間地域や離島等の児童生徒への多様な学びの機会の提供等に、ICT の持つ特性を最大限活用することが重要である。
- ・ 児童生徒が自他の権利を尊重し、情報社会での行動に責任を持つとともに、自律的に行動し、犯罪被害を含む危機を回避し、情報を正しく安全に利用するための指導は、学校教育の情報化の基盤ともいえる。このため、情報モラルも含めた情報活用能力を各教科等の指導の中で育成するとともに、ICT 端末の適切な扱い方や使用のルールを子供たちとの話し合い等を通じて子供たちが主体的に考えることができるよう指導することや保護者等とも共通理解を図ることが重要である。さらに、これからの情報化社会においては、主体的かつ当事者意識をもって情報を活用し、社会や個人の課題を解決する力が一層求められることから、メディアリテラシーの育成も強化する必要がある。
- ・ 子供たちが授業のみならず、家庭等でも日常的に ICT 端末を活用した学習をする機会が増えていくと考えられることから、視力をはじめ、ICT 機器を使用することによる児童生徒の健康面への影響について配慮することが必要である。

- ・令和4年度から、高等学校において「情報Ⅰ」が必修修化されていることや、大学における数理・データサイエンス・AI教育の充実などを踏まえ、高大接続の観点からも、小学校段階からの体系的な情報活用能力の育成が必要である。

(2) 教職員の ICT 活用指導力の向上と人材の確保

- ・ ICT の活用により学習指導要領を着実に実施し、学校教育の質の向上につなげるためには、各学校におけるカリキュラム・マネジメントを充実させつつ、全ての教師が各教科等において育成を目指す資質・能力等を把握した上で、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かしていくことが重要である。また、従来はなかなか伸ばせなかった資質・能力の育成や、他の学校・地域や海外との交流など、今までできなかった学習活動の実施、家庭など学校外での学びの充実などにも ICT の活用は有効である。
- ・ ICT が積極的に活用されるためには、あらゆる教職員等が ICT を活用して指導する力を身に付けられるようにする取組が重要であり、各学校設置者等において実施されている研修の充実や支援体制の強化が求められる。実際の授業を想定した主体的な校内研修なども、授業力の向上に大きな役割を果たすと考えられる。また、教員養成段階においても、ICT を用いた指導方法等の一層の充実が求められる。
- ・ ICT を特定の教科等や場面のみで活用するのではなく、学習の過程のあらゆる局面において ICT の特性を最大限に生かして活用することが重要であり、国が参考となる事例を広く周知することなどを通して、ICT の活用イメージを具体的に共有していくことが求められている。また、活用が進んでいない地域や学校に対する個別のサポートが必要である。
- ・ 学校現場や教職員に対する ICT の専門家による助言や支援が必須であることから、学校設置者は、教職員を支援する体制として ICT 支援員の配置の充実や、軽微なトラブルや技術的な問い合わせへの対応を行うヘルプデスクの設置を進めるなど、学校のニーズに応じた ICT 支援体制の構築を推進していくことが必要である。
- ・ ICT 支援員の活用や教員の研修受講が進んでいる地域ほど、教員の ICT 活用指導力が高いといった分析⁹もあるので、教職員の支援の充実を図っていく必要がある。
- ・ 学校図書館は、「読書センター」機能のほか、ICT の活用を含めた、情報の収集・選択・活用能力を育成し、教育課程の展開に寄与する「学習センター」「情報センター」としての機能も有することから、各教科担当職員と司書教諭、学校司書がより一層連携し、教職員の ICT 活用能力を高めることが必要である。
- ・ 感染症や災害等の学校教育への影響が避けられない状況にあっても、教師が対面授業とオンライン指導を組み合わせたハイブリッドの指導を行うことで、学びの継続を担保す

⁹ 内閣府・文部科学省「GIGA スクール構想のエビデンス整備に関する研究会」

るという局面は、今後も我が国が直面する可能性があることから、普段から非常時における対応の備えを十分にしておく必要がある。

(3) ICT を活用するための環境の整備

- ・全ての児童生徒が、学校における ICT の活用を「当たり前」で「日常的」なものとし、その家庭の経済的な状況、居住する地域、障害の有無等にかかわらず、ICT の恵沢を享受できる学校の教育環境を整備することが重要である。
- ・GIGA スクール構想により高速のネットワーク環境の整備が進んだものの、急速な整備により、従来明らかでなかったボトルネックも判明しつつある。例えば、学校内で一斉に接続しようとする通信速度が遅くなり、授業に支障が生じるといった課題も指摘されている。このようなことが要因となり、教師の ICT 活用に挑戦しようとする熱意や、児童生徒の学習への意欲を阻害することがないよう、上述のボトルネックをはじめとした利活用の阻害となる要因を特定し、必要な手立てを講じることが不可欠である。
- ・大型提示装置やカメラ・マイクなど、授業の質を高める教室環境についても、高度化を進める必要がある。また、学校図書館は、公共図書館等との連携を図りながら、電子書籍を含めた ICT の活用を進め、「学習センター」「情報センター」としての機能の充実を図るとともに、学習活動における学校図書館の積極的な活用を進めていく必要がある。さらに、学校近隣のネットワーク環境など、学校内にとどまらない環境整備についても、関係省庁と連携しながら進める必要がある。
- ・高等学校における 1 人 1 台端末環境の整備については、教科「情報」にとどまらず、学習指導要領で目指す情報活用能力などの学習の基盤となる資質・能力を育成するために必要不可欠であり、整備に継続的に取り組むよう都道府県等に対し、更なる促進を図る必要がある。
- ・新しい時代の教育の在り方を踏まえたデジタル教育コンテンツについても、その充実と活用事例の横展開を図る必要がある。現行の教科書代替教材であるデジタル教科書については、令和 5 年 2 月の中央教育審議会における報告等を踏まえ、令和 6 年度から、全国全ての小中学校等を対象に一部の教科・学年で段階的に提供するとともに、デジタル教科書の効果・影響等の実証研究の一環として実践事例集等の発信を行い、デジタル教科書の普及・活用を推進してきたところであるが、今後は令和 7 年 9 月の中央教育審議会の作業部会による審議まとめも踏まえ、デジタル教科書の円滑かつ効果的な活用のための環境面及び指導面の課題の対応等、必要な措置を講じ、学校現場での活用を推進する。
- ・児童生徒等の個人情報の適正な取扱いと情報セキュリティの確保を図り、安全に ICT を活用できる基盤をつくることが必須である。そのうえで、児童生徒が、他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し、情報社会で責任をもって行動できる

ようにすることが必要である。

- ・急速に進化を遂げる生成 AI については、文部科学省において、その利活用にあたっての考え方や留意点をまとめたガイドライン¹⁰を策定しており、生成 AI の特性やリスクを理解した上で、児童生徒の資質・能力の育成や校務の効率化に資するよう、学校現場での適切な利活用を促進する。
- ・家庭学習の質を向上させることや、今後も起こり得る感染症や災害等の非常時において、児童生徒がやむを得ず学校に登校できない場合であっても、児童生徒の学習の機会を確保することができるよう、端末の持ち帰りやクラウドの活用など、平常時からの積極的な活用が求められる。また、整備した機器を有効に活用・管理することや、契約時にスケールメリットを働かせる観点等から、複数の地方公共団体が連携して取り組むことも有効である。
- ・個人情報保護等に十分留意しつつ、校務や学習の様々な教育データを可視化することなどにより、特に指導が必要な児童生徒の早期発見や、児童生徒の特性・能力に応じた学習支援など、指導の改善につなげることを目指す必要がある。教育データの活用により、EBPM による政策改善や、効果的な教授方法の開発、優良事例の横展開などの可能性も高まり、教育の質の向上が期待されるため、必要な取組を推進する。

(4) ICT 推進体制の整備と校務の改善

- ・教師の長時間勤務を解消し、学校の働き方改革を実現するためにも、ICT の活用は極めて大きな役割を果たし得るものである。各種調査や事務のデジタル化などにより、業務を効率化し、多忙感を軽減させるという視点も重要である。
- ・特に生成 AI について、教職員が生成 AI の仕組みや特徴を理解した上で、校務において積極的に利活用することは、校務の効率化や質の向上、学校における働き方改革を進めていく上で有用であると考えられる。
- ・国、学校設置者、学校それぞれにおいて、ICT 教育推進のための必要な組織と体制を整備しなくてはならない。学校においては、ICT 教育担当の教師に負担が過度に集中しないよう、校務分掌を適切なものとし、組織的な対応や改善を常に図る必要がある。
- ・教育長や校長がリーダーシップを発揮している地域や学校ほど、ICT の活用が進んでいるといった研究結果¹¹もあり、教育委員会や管理職が責任をもって教職員を支援する体制を築き、チームとして GIGA スクール構想を推進することが重要である。

¹⁰ 「初等中等教育段階における生成 AI の利活用に関するガイドライン (Ver. 2.0)」

¹¹ 国立教育政策研究所 令和元-4 年度プロジェクト研究 「高度情報技術の進展に応じた教育革新に関する研究」 中間報告書 「公正で質の高い教育を目指した ICT 活用の促進条件に関する研究： 2020 年度全国調査の分析」 (令和 4 年 (2022 年) 1 月)

- ・ GIGA スクール構想の推進に当たって、教育委員会内に専門の担当部署を設置したり、セキュリティやネットワークの在り方については首長部局と連携し取り組んだり、市町村間で情報共有する協議会などの枠組を構築したりするなど、推進体制の強化を図ることが重要である。その際、総合教育会議等を活用し、首長と教育委員会が施策の方向性を共有した上で連携を図りながら対応することが重要である。
- ・ 従来アナログに最適化されていた校務をデジタル化し、学校における働き方改革、教育活動の高度化、教育現場のレジリエンス確保を一体的に進めるため、クラウド活用による次世代校務 DX を推進し、校務の効率化や教育データの利活用にも取り組む必要がある。

3. 計画期間（法第8条第2項第2号関係）

- ・ 本計画は、策定後5年間に取り組むべき施策の方向性について示すものである。ただし、技術革新のスピードが速い ICT 分野の特性を踏まえ、必要に応じ随時更新を加えるとともに、策定から3年後を目途に見直しを行い、次期計画を策定するものとする。

4. 学校教育の情報化に関する目標（法第8条第2項第3号関係）

2. に掲げた4つの基本的な方針を踏まえ、以下のとおり、学校教育の情報化のための目標を設定する。

あわせて、それぞれの目標の進捗について効果測定を行うための指標を示す（〔 〕内は測定手段）。国は、計画期間中の進捗状況に応じ、多面的な指標による効果測定を行うことが求められる。

（1）ICT を活用した児童生徒の資質・能力の育成

- ・ ICT の活用により、児童生徒の情報活用能力等の資質・能力を高める。

（指標）

- ✓ ICT 活用による児童生徒の変容（ICT を使った勉強は役に立つと思うか、関心や意欲が高まるかなど）〔全国学力・学習状況調査〕
- ・ ICT 機器を活用することで「自分のペースで理解しながら学習を進めることができる」と考える児童生徒の割合：小学校 81.3%、中学校 78.1%（2025 年度） → 小学校 100%、中学校 100%（2027 年度）
- ・ ICT 機器を活用することで「画像や動画、音声等を活用することで学習内容がよく分かる」と考える児童生徒の割合：小学校 88.1%、中学校 88.9%（2025 年度） →

小学校 100%、中学校 100%（2027 年度）

- ✓ 児童生徒の情報活用能力〔情報活用能力調査〕
 - ・ 小学校におけるレベル 3 以下の児童の割合の減少：49.9%（レベル 3 以下の割合）（2022 年度）→ 20%以下（2026 年度）
 - ・ 中学校におけるレベル 5 以下の生徒の割合の減少：57.1%（レベル 5 以下の割合）（2022 年度）→ 20%以下（2026 年度）
- ✓ ICT 活用による学びの保障〔全国学力・学習状況調査〕¹²
 - ・ 不登校児童生徒に対する学習活動等の支援に ICT 機器を活用している学校の割合：小学校 71.6%、中学校 79.7%（2025 年度）→ 100%（2026 年度）
 - ・ 特別な支援を要する児童生徒に対する学習活動等の支援に ICT 機器を活用している学校の割合：小学校 88.9%、中学校 86.7%（2025 年度）→ 100%（2026 年度）
 - ・ 外国人児童生徒に対する学習活動等の支援に ICT 機器を活用している学校の割合：小学校 74.4%、中学校 76.1%（2025 年度）→ 100%（2026 年度）
- ✓ 情報化指導者養成研修など国・教職員支援機構が実施する研修の実施状況（オンラインの割合を含む。）〔学校における教育の情報化の実態等に関する調査〕
 - ・ 当該年度に ICT 研修を受講する教員の割合：73.5%（2024 年度）→100%（2027 年度）

（2）教職員の ICT 活用指導力の向上と人材の確保

- ・ 教師の ICT 活用指導力や ICT 支援員など指導体制の強化を図るとともに、ICT 活用に関する地域間の差を縮小させる。

（指標）

- ✓ 授業において ICT を活用して指導する能力〔学校における教育の情報化の実態等に関する調査〕
75.3%（2021 年度）→ 82.2%（2024 年度）→ 100%（2026 年度）
- ✓ 授業等における ICT 機器の活用頻度〔全国学力・学習状況調査〕
 - ・ 端末を授業でほぼ毎日活用している学校の割合：小学校 58.3%、中学校 55.5%（2022 年度）→ 小学校 84.8%、中学校 82.7%（2025 年度）→ 小学校 100%、中学校 100%（2026 年度）
- ✓ 端末を個別最適な学びや協働的な学びに活用しているか〔全国学力・学習状況調査〕
 - ・ 自分の特性や理解度・進度に合わせて課題に取り組む場面で、週 3 回以上 ICT 機器

¹² 「該当する児童生徒がいない」と回答した学校を除いて集計

を使用している学校の割合：小学校 51.1%、中学校 41.4%（2025 年度） → 小学校 80%、中学校 80%（2026 年度）

- ・児童生徒同士がやりとりする場面で、週 3 回以上 ICT 機器を使用している学校の割合：小学校 46.3%、中学校 39.4%（2025 年度） → 小学校 80%、中学校 80%（2026 年度）

- ✓ ICT 支援員の配置状況 [自治体における学校の ICT 関係決算状況等調査]

- ・ ICT 支援員の配置状況：5.8 校に 1 人（2021 年度）→4.5 校に 1 人（2023 年度）→ 4 校に 1 人（2027 年度）

- ✓ 高校の情報科担当教員のうち、免許状保有教員の人数の割合 [公立高等学校情報科担当教員の採用・配置等に関する状況調査]

83.3%（2022 年度） → 97.9%（2024 年度） → 100%（2028 年度）

- ✓ 中学校の技術分野担当教員のうち、免許状保有教員の人数の割合 [中学校技術・家庭科（技術分野）の指導体制に関する実態調査]

74.8%（2024 年度） →100%（2028 年度）

（３）ICT を活用するための環境の整備

- ・ GIGA スクール構想により 1 人 1 台端末や高速大容量ネットワークが整備された中で、端末やネットワーク環境、大型提示装置等の学校 ICT 環境の整備を一層推進する。
- ・ 端末の持ち帰りを含め、家庭学習における ICT の活用体制を整備する。

（指標）

- ✓ 高等学校における ICT 環境整備状況 [学校における教育の情報化の実態等に関する調査]

- ・ 高等学校における生徒 1 人当たりの学習用コンピュータ台数：1.2 台／人（2024 年度）

- ✓ ネットワーク速度の実測値や、アセスメントの実施状況 [学校のネットワークアセスメント実施状況に関する調査]

- ・ 課題のある学校についてアセスメント実施済みの自治体の割合：71.6%¹³（2025 年度） → 100%（2027 年度）

- ・ 必要なネットワーク速度確保済みの学校：63.9%（2025 年度） → 100%（2027 年度）

- ✓ 端末の持ち帰り状況 [全国学力・学習状況調査]

- ・ 端末の持ち帰り状況：小学校 66.7%、中学校 62.1%（2022 年度）→小学校 88.8%、

¹³ 「課題がある学校」が無い自治体を含む全自治体に対する（アセスメント実施済み自治体の）割合となっている。

中学校 87.1%（2025 年度）→小学校 100%、中学校 100%（2027 年度）

（４）ICT 推進体制の整備と校務の改善

- ・ ICT を活用した校務の効率化や働き方改革を推進する。

（指標）

- ✓ 児童生徒の欠席・遅刻・早退連絡について、クラウドサービスを用い、PC・モバイル端末等から受け付け、集計している学校の割合 [GIGA スクール構想の下での校務 DX チェックリストに基づく学校・学校設置者の自己点検結果]
84.2%（2025 年度） → 100%（2026 年度）
- ✓ 保護者への調査・アンケート等をクラウドサービスを用いて実施・集計している学校の割合 [GIGA スクール構想の下での校務 DX チェックリストに基づく学校・学校設置者の自己点検結果]
70.5%（2025 年度） → 100%（2026 年度）
- ✓ 半分以上の教職員が生成 AI を校務で活用する学校の割合 [GIGA スクール構想の下での校務 DX チェックリストに基づく学校・学校設置者の自己点検結果]
17.2%（2025 年度） → 50%（2027 年度）
- ✓ 次世代の校務システムを導入済みの自治体の割合 [GIGA スクール構想の下での校務 DX チェックリストに基づく学校・学校設置者の自己点検結果]
14.4%（2025 年度） → 100%（2029 年度）

5. 基本的な方針を実現するために特に留意すべき視点

- ・ 令和 3 年（2021 年）5 月に「デジタル社会形成基本法」（令和 3 年法律第 35 号）等が成立し、9 月にはデジタル社会実現の司令塔としてのデジタル庁が新設された。同年 12 月に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」の中では、我が国が目指すデジタル社会として「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」、そして「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」が掲げられ、準公共分野の一つとして教育についても位置付けられている。本計画は、こうした政府全体の動きと軌を一にするものであり、関係省庁が連携して取り組んでいくことが重要である。
- ・ 令和 3 年（2021 年）1 月の中央教育審議会「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」にも示されているように、これからの学校教育について検討する際には、一斉授業か個別学習か、履修主義か修得主義か、デジタルかアナログか、遠隔・オンラインか対

面・オフラインかといった、いわゆる「二項対立」の陥穽に陥らないことに留意すべきである。どちらかだけを選ぶのではなく、教育の質の向上のために、発達の段階や学習場面等により、どちらの良さも適切に組み合わせて生かしていくという考え方に立つべきである。

- ・国、地方公共団体（教育委員会）、学校の役割を明確にするとともに、関係省庁間の連携や、様々な主体が一体となった取組を推進する。

【国】

全国的な教育の機会均等や、教育水準の維持向上について責任を負う。また、ナショナルスタンダードとしての学校 ICT 環境について戦略目標を示し、リーダーシップをとって基盤整備を促進する。地方公共団体や学校において ICT を効果的に活用した教育を実施するため、必要な支援を行う。本計画の周知を図り、学校教育の情報化が果たされるよう社会全体への旗振りを行う。

【都道府県】

高等学校・特別支援学校等の広域的な対応を必要とする学校の設置者として、学校運営への支援や環境整備を含め、学校教育の情報化について直接的な責任を負う。広域的に市町村の学校教育の情報化に指導・助言するとともに、地方公共団体間の連携の促進を図り、市町村の要望に応じて ICT 端末や通信契約の広域調達を含めた ICT 環境整備に対する支援を行う。

【市町村】

小中学校、義務教育学校の設置者として、学校教育の情報化（学校運営への支援、環境整備など）について直接的な責任を負う。

【学校】

教育における最前線の現場として、ICT を活用した個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を通じて、児童生徒の資質・能力を伸長させる。

- ・私立学校の施策の推進に当たっては、私立学校の自主性や建学の精神等を尊重することが重要であるが、私学の情報教育環境の整備の現状や地域の実情を踏まえることとする。

第2部 総合的かつ計画的に講ずべき施策（各論）

（法第8条第2項第4号及び

1. 基本的な方針を実現するための施策

(1) ICT を活用した児童生徒の資質・能力の育成

①ICT の効果的な利活用の推進

- ・ ICT の効果的な利活用が図られるよう、学校現場での活用状況や課題を適切に把握しつつ、端末の活用に関するガイドラインの周知や、GIGA ギガ StuDスタディーX 推進チーム¹⁴による情報の発信・共有を進める。その際、教職員に必要な情報が届くよう情報発信・共有の方法を工夫する。
- ・ ICT 活用に関する地域間の差を縮小させるため、活用が十分に進んでいない地方公共団体に対してその課題に応じた重点的な指導助言を行う。また、効果的な ICT の活用を行う学校の事例を創出するとともに、各学校・地方公共団体同士のネットワーク化を促進し、展開を図る。
- ・ 児童生徒の情報活用能力について調査を行い、その結果を踏まえ、今後の施策の展開について検討する。
※ICT の利活用は、児童生徒の情報活用能力が充実することで初めて効果的に実施できることに留意が必要である。
- ・ 先端技術について、学校現場における利活用についての成果・課題を検証するための実証事業を行うとともに、好事例の普及・展開を実施する。
- ・ 生成 AI について、教育課題の解決に資する利活用について実証研究を更に進め、実証的な取組・事例創出やその情報収集・発信を継続的に行う。

②情報活用能力の育成

- ・ 小中高 12 年間を通じた情報活用能力¹⁵の育成を推進する。その中で、小学校におけるプログラミング教育の必修化、中学校におけるプログラミング教育の内容の充実、高等学校における情報科の共通必修科目「情報Ⅰ」の新設を盛り込んだ現行学習指導要領に基づく取組を着実に実施する。加えて、現在、中央教育審議会において進められている学習指導要領の改訂を見据え、情報活用能力の抜本的な向上を図るため、学習者用教材の開発や取組事例の創出、教師用研修動画の作成や活用促進、免許法認定講習の強化等

¹⁴ 文部科学省内に設置されている特命チーム

¹⁵ 学習活動において必要に応じてコンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を得たり、情報を整理・比較したり、得られた情報を分かりやすく発信・伝達したり、必要に応じて保存・共有したりといったことができる力であり、さらに、このような学習活動を遂行する上で必要となる情報手段の基本的な操作の習得や、プログラミング的思考、情報モラル、情報セキュリティ、統計等に関する資質・能力等も含むもの。

の環境整備に取り組む。

- ・児童生徒が情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度などを身に付け、安全・安心に情報を利活用していくことができるよう、専門人材の参画の促進、教員向け指導資料や児童生徒向け学習コンテンツの提供等により、情報モラルに関する指導を推進する¹⁶。

③健康面への配慮

- ・ICT 活用における目など心身の健康面への影響に配慮して利活用が進むよう、作成したハンドブックやリーフレットの周知に取り組む。

④いじめ・自殺・不登校等の対応の充実

- ・いじめ・自殺・不登校等の未然防止、早期把握、早期対応に向けた、1人1台端末等の活用による児童生徒の心身の状況の把握や教育相談等を充実させるため、各地方公共団体における先行事例の普及等に努める。
- ・SNS 等におけるエスカレートした投稿・拡散により生じる誹謗中傷等の人権侵害の危険性に対応するために情報モラル教育の一層の充実や教師等に対する研修の充実を図る。

⑤障害のある児童生徒の教育環境の整備（法第 12 条関係）

- ・障害のある児童生徒が、障害の状態等に応じて、在籍校において、学びの困難さを軽減するとともに、能力を引き出すような指導が受けられるよう、ICT を活用した支援の充実や事例の周知を図る。

⑥相当の期間学校を欠席する児童生徒に対する教育の機会の確保（法第 12 条及び第 13 条関係）

- ・病気療養児等について、その教育機会の確保に向けた取組として、同時双方向型授業配信やオンデマンド型授業配信等の ICT を活用した遠隔教育を引き続き推進する。
- ・不登校児童生徒について、1人1台端末を通じて教師とコミュニケーションを図り、ICT を活用した学習状況や成果を学校において適切に把握している事例や教育支援センターにおいて ICT を活用した支援を行っている事例の収集・発信、メタバースを活用した不登校支援についての実証研究の実施などにより、学校現場での取組の促進を図る。

¹⁶ 「Society 5.0 の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ」（令和 4 年 6 月 2 日総合科学技術・イノベーション会議）においては、必要な施策・方向性として「自分たちの意思で自律的にデジタル社会と関わっていくためのデジタル・シティズンシップ教育を充実させるため、カリキュラムの基準の提示や教職員研修の在り方など、教育委員会や学校への支援を実施する」との提言がなされている。

- ・これらの施策の実施に当たっては、これまでの新型コロナウイルス感染症対策のために行われた対応や教訓を十分に活用する。

⑦日本語指導が必要な児童生徒の教育の充実

- ・日本語指導が必要な児童生徒について、ICT を活用することにより、一層の教育の充実に向けた取組を進める。また、教育委員会と外部機関等の連携による、広域におけるオンライン指導の促進を図る。
- ・遠隔による日本語指導や、大学・NPO 等の外部機関の協力を得て行うオンラインの日本語指導等の実施を促進することにより、日本語指導等のノウハウが蓄積されていない学校においても適切な指導を実施できるような体制を構築する。
- ・日本語指導が必要な児童生徒の教育的なニーズを踏まえ、日本語指導や教科指導に適したデジタル教材等の活用による指導の充実を図る。
- ・多言語翻訳機器・アプリ等を活用し、日本語指導が必要な児童生徒に対する教科指導中の支援、生活面での支援等の充実を推進する。また、外国籍等の保護者との連絡や就学・進学相談等における多言語翻訳機器・アプリ等の活用を促進することにより、学校と保護者の連携を推進する。

(2) 教職員の ICT の活用指導力の向上と人材の確保

①学校の教職員の資質の向上（法第 14 条関係）

- ・ICT を活用した教育活動を、教師が授業内容や児童生徒に応じて、あらゆる学習場面において自在に行えるような姿を目指し、養成・採用・研修の各段階にわたり教師の ICT 活用指導力を切れ目なく向上させる。その際、「教員の ICT 活用指導力チェックリスト」（平成 30 年 6 月 21 日「教員の ICT 活用指導力チェックリストの改訂に関する検討会」）を踏まえ、多様な研修等の充実を図る。
- ・一方で、ICT を活用した指導に対して不安や課題を持つ教師も少なくないため、定期的に教師が理解を深められるオンライン研修などの実質的な機会を増やす。
- ・これらの研修の充実にあたっては、学校管理職、養護教諭、栄養教諭、事務職員、学校司書など、ICT を活用した教育活動に携わる多様な教職員の受講についても十分配慮する。
- ・教員養成段階においては、令和 4 年度（2022 年度）入学生から、小学校、中学校、高等学校の課程において、「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に関する科目の 1 単位以上の履修が必修化したことなどを踏まえ、教職課程において修得すべき内容の見直し等を通じて、ICT 活用指導力の向上を図る。

- ・主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資するよう、ICT 活用実践事例の創出・収集・普及や指導資料の作成・周知を行う。
- ・教員免許更新制の見直しを踏まえ、オンライン研修の充実などにより、ICT 活用指導力の向上を含む教師の資質能力の向上と負担の軽減を両立する。

②人材の確保等（法第 18 条関係）

- ・地域の民間企業や、大学生、企業退職者などの学校を支援する意欲と能力を持つ者など、様々な専門人材の参画により、地域の力を学校の中に取り込み、組織的に学校をサポートする体制を築く。
- ・中学校の技術・家庭科（技術分野）の免許状を有する中学校技術分野担当教員の確保を進める。また、令和 4 年度（2022 年度）より共通必修科目として「情報Ⅰ」が新設されたことなども踏まえ、高等学校情報科担当教員の確保と質の向上を進める。
- ・ICT を活用した学びを充実するため、その技術や活用に知見を有する ICT 支援員などの ICT 人材の確保を促進する。その際、企業や大学とも連携し、地方公共団体が ICT 人材を確保しやすい仕組みを構築するとともに、地方公共団体の ICT 人材の確保や遠隔によるサポートも含めた活用の事例を収集して、全国に展開する。
- ・地方公共団体に対し、情報セキュリティなどの専門家を含め、学校 DX 戦略アドバイザーを派遣し、各地域における ICT 環境整備に向けた課題解決を支援する。

（３）ICT を活用するための環境の整備

①学校における ICT の活用のための環境の整備（法第 15 条関係）

- ・GIGA スクール構想により整備された 1 人 1 台端末の着実な更新を行うため、各都道府県に設置した基金を活用し、都道府県を中心とする共同調達等、計画的・効率的な端末整備を推進する。更新に当たり、各地方公共団体において、更新対象端末のリユース、リサイクル、処分などに係る事項を含む端末整備・更新計画等を策定公表することとするなど、各地方公共団体が端末を計画的・効率的に更新するよう促す。
- ・障害のある児童生徒に対しては、端末と併せて、障害の状態等に応じた入出力支援装置の整備が必要であり、端末と同様に各都道府県に設置した基金を活用し、各地方公共団体での計画的かつ効率的な更新を推進する。
- ・高等学校段階の 1 人 1 台端末については、義務教育段階で学んだ児童生徒が高等学校に進学しても切れ目なく同様の環境で学ぶことができるよう、都道府県における整備状況を国としてフォローアップし、必要な取組を促す。

- ・私立学校の１人１台端末については、各私立学校の教育条件の維持向上等を図り、自主性に基づく特色ある質の高い教育を充実するため、引き続き、必要な支援を行うとともに、各私立学校の整備状況を国としてフォローアップし、ICT教育の充実を図る。
- ・ネットワークの回線速度や普通教室以外への整備、指導者用端末の整備など、活用が進みつつある中で明らかになっている課題について、解決に向けて関係省庁が連携して取り組む。
- ・全国どの地域の学校においても児童生徒が快適にインターネットにアクセスできるよう、アセスメントの結果を踏まえた改善のための支援や「当面の推奨帯域」を達成するための支援を進めるとともに、国立情報学研究所の学術情報ネットワーク SINET の活用や、5G など移動通信システムの整備の進捗なども含め、学校内外のネットワーク環境の整備を進める。
- ・経済的な理由等により通信環境が整っていない家庭等に対しては、端末の持ち帰りに当たり各地方公共団体が通信費の支援を行えるよう、引き続き必要な措置を講ずる。
- ・教職員・児童生徒の双方がアクセスできる学習系ネットワークと、教職員のみがアクセスできる校務系ネットワークの分離を必要としない、アクセス制御による対策を講じた上での校務系・学習系ネットワークの統合と、汎用のクラウドツールの積極的な活用を促進する。このため、都道府県域での共同調達・共同利用を前提とした次世代校務 DX 環境整備に係る初期費用の支援等を実施し、各地方公共団体における次世代型校務支援システムの導入を促進する。
※クラウド化に当たっては、教室や出張先、自宅などどこからでも安全に校務を処理できるようにするという利便性と、児童生徒に関する機微情報（成績情報等）を取り扱う上での十分なセキュリティの確保の両面が重要である。
- ・デジタル学習基盤の活用にあたっての教職員の業務負担の軽減や、民間企業による様々な学習リソース等の提供状況等や地方公共団体等における地域の実態やニーズを踏まえた教育データ利活用の促進のため、校務支援システムや学習リソース等に関する教育データの内容及び技術的な規格を揃える標準化に係る取組を着実に進める。各地方公共団体が自身の設定する教育データ利活用の目的や複数システム間の連携に係る相互運用性を踏まえた学習リソース等の主体的な選択を行うことができるよう、実証事業やその成果の横展開を行う。
- ・過度なフィルタリングにより学習上必要なコンテンツにアクセスできない状況について実態を把握し、必要な対策を講ずる。
- ・教育の情報化や、デジタル時代における多様な情報を活用した学習を図る上で、授業目的公衆送信補償金制度の活用を促進するため、本制度の周知を図るとともに、授業の目的以外においても著作物の正しい利用が行われるよう普及啓発・教育を行う。

- ・ 1人1台端末環境の下、情報端末・教科書・ノート等の教材・教具を常時活用できる教室用机（新JIS規格）の整備を促進する。
- ・ 児童生徒が、学校や家庭において、国や地方公共団体等の公的機関等が作成した多様な問題を活用し、学習やアセスメントができるよう、CBT(Computer Based Testing)システムであるMEXCBT（メクビット）を適切に運用・改善し、学校での活用を促進する。

②教育データの利活用、教育DXの推進

- ・ デジタル庁と文部科学省等の関係省庁が連名で策定した「教育DXロードマップ」も踏まえつつ、1人1台端末環境を前提として、個人情報保護等に十分留意した上で、教育現場における学習者や教育者の日々の学習や実践の改善に資する教育データの利活用を推進する。全国教育委員会・学校等で共通に利活用が必要な教育データについて、更なる標準化を推進し、文部科学省「教育データ標準」を改定するとともに、全国教育関係機関で公教育データの活用ができる環境の構築や、政策改善等に向けた公教育データの活用について、「公教育データ・プラットフォーム」の充実等により引き続き推進する。
- ・ 校務のデジタル化を帳簿の電子化に留めず、学習系のシステムやデータと有効に連携させるなど、デジタル技術とデータを活用して、知見の共有と新たな教育価値の創出を目指す教育DXを加速する。
- ・ 地方公共団体・組織を越えたデータ連携のためには、データや主体の真正性の確保が不可欠であり、デジタル庁の有識者会議において検討された認証基盤の在り方に関する方針を踏まえ、GビズIDや公的個人認証サービスという既存の認証基盤を教育分野で活用するために、調査研究や実証等に取り組む。

③デジタル教材等の開発及び普及の推進、教科書に係る制度の見直し（法第10条及び第11条関係）

- ・ 現行の教科書代替教材であるデジタル教科書の円滑かつ効果的な活用のための環境面及び指導面の課題の対応等、必要な措置を講ずるとともに、教科書の形態として紙だけではなくデジタルも認めることを制度上位置付け、デジタルな形態を含む教科書も検定や義務教育段階における無償給与などの対象とすることが適当であることとされた令和7年9月の中央教育審議会の作業部会の審議まとめを踏まえ、必要な制度改正に向けた取組等を進める。
- ・ あわせて、学習指導要領コードの活用等を通じた、デジタル教科書と質の高い多様なデジタル教材（ドリルや動画、音声等）との連携など、紙とデジタルの適切な役割分担を踏まえた効果的なデジタル教科書・教材・ソフトウェアの活用を推進する。また、デジ

タル教科書を利用可能とするネットワークの在り方やデータの扱いについて、実証の結果も踏まえて整理を進め、具体的な実装を進める。

- ・ 1人1台端末の効果的な活用について優良な実践事例を共有するとともに、公民館、図書館、博物館等の地域の社会教育施設等との連携も図りながら児童生徒が活用できる教育コンテンツを充実させる。
- ・ EdTech 事業者をはじめとした民間事業者及び教育委員会・学校の連携の推進によって、外部からの教育資源を活用する。
- ・ 探究学習のためのデジタル教材を掲載した「STEAM ライブラリー」における事例の普及・展開を推進するとともに、外部コンテンツとの連携も含め、プラットフォームを持続的に運用する。また、学習指導要領コードとコンテンツの連携等に取り組むことで、学校現場での活用を推進する。さらに、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）が運営する「サイエンスティーム」における STEAM 情報の発信を進める。

④個人情報の保護・情報セキュリティ対策等（法第 17 条関係）

- ・ 1人1台端末環境におけるクラウドの日常的な活用や、家庭用端末の活用を含め、利用するネットワーク・場所にとらわれないセキュリティ対策を目指す。その際、個人情報の保護等に十分に配慮しながら、データ利活用のメリットを活かせるよう、安全・安心な利活用が図られるために、個人情報等については学校や教育委員会等の参考となる留意事項を策定する。
- ・ セキュリティ対策は定期的に見直しを行うべきものであり、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の普及や改訂など、学校における情報セキュリティの確保に取り組み、教師及び児童生徒が安心して学校で ICT を活用できる環境の整備を促進する。

⑤著作権への理解

- ・ デジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、スマートフォン等を用いて誰もが動画等の著作物の創作を行い、他人の著作物を利用するような状況になったことを踏まえ、児童生徒が著作権に関する知識や意識を持ち、理解を深められるよう、学校現場で活用できる著作権教育用コンテンツの充実に取り組む。

（４）ICT 推進体制の整備と校務の改善

①学習の継続的な支援等のための体制の整備（法第 16 条関係）

- ・ ICT を活用した学びを推進するためには学校現場を支える体制の構築が必要であるため、学校設置者が、ICT 推進を担当する組織体制の整備、ICT 支援員をはじめとする専門人材の配置や、ヘルプデスクの設置を含む組織的な支援体制の強化、各学校の情報担当者が連携するための仕組みの整備などを進める。
- ・ 情報担当者など特定の教職員に負担が偏ることのないよう、管理職の責任で適切な校務分掌や校内の連携体制の構築が行われるよう支援する。
- ・ 都道府県による市町村の支援や、広域的な地方公共団体間の連携を促進するとともに、定例の協議会を開催することや、オンラインで課題や事例等の情報を集約・発信する場を設ける。

②情報化による校務効率化

- ・ 書類作成や情報共有、採点・集計作業などについて、デジタルの活用によって効率化を進める。生成 AI を含めた ICT を活用した校務効率化に関する優良な実践事例について、事例集や動画などにより広く周知する。
- ・ 教育現場を対象とした調査・手続の原則オンライン化を進め、データの相互運用性の確保を推進するとともに、ガバメントクラウドを全国の学校や教育委員会等が活用できるよう、就学事務システムを含めた教育分野の情報システムの在り方について検討する。
- ・ 教職員・児童生徒の双方がアクセスできる学習系ネットワークと、教職員のみがアクセスできる校務系ネットワークの分離を必要としない、アクセス制御による対策を講じた上での校務系・学習系ネットワークの統合と、汎用のクラウドツールの積極的な活用を促進する。このため、都道府県域での共同調達・共同利用を前提とした次世代校務 DX 環境整備に係る初期費用の支援等を実施し、各地方公共団体における次世代型校務支援システムの導入を促進する。【再掲】
- ・ 働き方改革の観点から、教師が教師にしかできない仕事ができるよう、ICT 端末やグループウェア等のデジタルを積極的に活用し、効率化と業務の質の向上を目指す。

2. 施策の遂行に当たって特に留意すべき視点

① 調査研究等の推進（法第 19 条関係）

- ・ ICT 教育の先進国など、他国における学校教育の情報化の現状を、我が国が採るべき戦略の参考とする。効果的な教育方法や教材、健康への影響など、国内外の先行的な調査研究の整理を進める。諸外国におけるデジタル教科書・教材については、教科書に関す

る制度の違いも踏まえて最新の状況を調査するとともに、引き続き、実証研究事業を通じて教育上の効果等について検証を進める。また、一人一台端末の大宗の更新が終了する 2026 年度中に、地方公共団体における効率的な執行・活用状況について検証を行う。

- ・ EBPM や政策評価の結果を踏まえて、計画の推進や見直しを適宜行う。GIGA スクール構想の政策効果についての検証を、内閣府や専門家と連携して進める。

②関係者の共通理解の促進

- ・ 学校設置者、学校、保護者等の関係者が、ICT 利活用の方針や使用ルール等について共通理解を図れるように促す。

③国民の理解と関心の増進（法第 20 条関係）

- ・ 保護者をはじめとして広く国民の理解と関心を高めるため、広報や啓発、アンケートなどを実施する。

④地域、大学や民間事業者等との連携

- ・ 第 1 部 5. に示した国、都道府県、市町村、学校の役割分担の下、産学官民の様々な主体が連携した取組を進める。

【参考】学校教育の情報化の推進に関する法律（令和元年法律第四十七号）（関連部分抜粋）

（学校教育情報化推進計画）

第八条 文部科学大臣は、学校教育の情報化の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、学校教育の情報化の推進に関する計画（以下「学校教育情報化推進計画」という。）を定めなければならない。

2 学校教育情報化推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 学校教育の情報化の推進に関する基本的な方針
- 二 学校教育情報化推進計画の期間
- 三 学校教育情報化推進計画の目標
- 四 学校教育の情報化の推進に関する施策に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 五 前各号に掲げるもののほか、学校教育の情報化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3・4 （略）

5 文部科学大臣は、学校教育情報化推進計画を定め、又は変更しようとするときは、総務大臣、経済産業大臣その他の関係行政機関の長と協議しなければならない。

6 （略）

第三章 学校教育の情報化の推進に関する施策

（デジタル教材等の開発及び普及の促進）

第十条 国は、情報通信技術を活用した多様な方法による学習を促進するため、デジタル教材等（デジタル教材及びデジタル教材を利用するための情報通信機器をいう。次項において同じ。）、情報通信技術を活用した教育方法等の開発及び普及の促進に必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、障害の有無にかかわらず全ての児童生徒が円滑に利用することができるデジタル教材等の開発の促進に必要な措置を講ずるものとする。

（教科書に係る制度の見直し）

第十一条 国は、前条第一項の学習を促進するため、教科書として使用することが適切な内容のデジタル教材について各教科等の授業においてデジタル教科書として使用することができるよう、その教育効果を検証しつつ、教科書に係る制度（教科書の位置付け及び教科書に係る検定、義務教育諸学校の児童生徒への教科書の無償の供与、教科書への掲載に係る著作物の利用等に関する制度をいう。次項において同じ。）について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、前項の措置の実施の状況等を踏まえ、学校における情報通信技術の活用のための環境の整備の状況等を考慮しつつ、教科書に係る制度の在り方について不断の見直しを行うものとする。

（障害のある児童生徒の教育環境の整備）

第十二条 国は、情報通信技術の活用により可能な限り障害のある児童生徒が障害のない児童生徒と共

に教育を受けることができる環境の整備が図られるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(相当の期間学校を欠席する児童生徒に対する教育の機会の確保)

第十三条 国は、情報通信技術の活用により疾病による療養その他の事由のため相当の期間学校を欠席する児童生徒に対する教育の機会の確保が図られるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(学校の教職員の資質の向上)

第十四条 国は、情報通信技術を活用した効果的な教育方法の普及、情報通信技術の活用による教育方法の改善及び情報教育の充実並びに情報通信技術の活用による学校事務の効率化を図るため、学校の教員の養成及び学校の教職員の研修を通じたその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(学校における情報通信技術の活用のための環境の整備)

第十五条 国は、デジタル教材の円滑な使用を確保するための情報通信機器その他の機器の導入及び情報通信ネットワークを利用できる環境の整備、学校事務に係る情報システムの構築その他の学校における情報通信技術の活用のための環境の整備に必要な施策を講ずるものとする。

(学習の継続的な支援等のための体制の整備)

第十六条 国は、児童生徒に対する学習の継続的な支援等が円滑に行われるよう、情報通信技術の活用により児童生徒の学習活動の状況等に関する情報を学校間及び学校の教職員間で適切に共有する体制を整備するために必要な施策を講ずるものとする。

(個人情報の保護等)

第十七条 国は、児童生徒及び学校の教職員が情報通信技術を適切にかつ安心して利用することができるよう、学校における児童生徒等の個人情報の適正な取扱い及びサイバーセキュリティの確保を図るため、学校におけるサイバーセキュリティに関する統一的な基準の策定、研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の確保等)

第十八条 国は、学校の教職員による情報通信技術の活用を支援する人材の確保、養成及び資質の向上が図られるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等の推進)

第十九条 国は、デジタル教材の教育効果、情報通信技術の利用が児童生徒の健康、生活等に及ぼす影響等に関する調査研究、情報通信技術の進展に伴う新たなデジタル教材、教育方法等の研究開発等の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解と関心の増進)

第二十条 国は、学校教育の情報化の重要性に関する国民の理解と関心を深めるよう、学校教育の情報化に関する広報活動及び啓発活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体の施策)

第二十一条 地方公共団体は、第十条から前条までの国の施策を勘案し、その地方公共団体の地域の状況に応じた学校教育の情報化のための施策の推進を図るよう努めるものとする。

第四章 学校教育情報化推進会議

- 第二十二條 政府は、関係行政機関（文部科学省、総務省、経済産業省その他の関係行政機関をいう。次項において同じ。）相互の調整を行うことにより、学校教育の情報化の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、学校教育情報化推進会議を設けるものとする。
- 2 関係行政機関は、学校教育の情報化に関し専門的知識を有する者によって構成する学校教育情報化推進専門家会議を設け、前項の調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。